

一 般 質 問 通 告 一 覧

(令和6年9月菊川市議会定例会)

1 松本 正幸 議員 (答弁者：市長)

- ① 次期市長選挙に臨むにあたっての政治姿勢について P 1

2 坪井 仲治 議員 (答弁者：市長・教育長)

- ① プラスチック資源循環促進法への対応 P 3
- ② デジタルアーカイブ事業の推進 P 5

3 織部 ひとみ 議員 (答弁者：教育長)

- ① 学校施設の老朽化対策や防災機能強化について P 7
- ② こどもの健全な育成関連について P 8

4 東 和子 議員 (答弁者：市長)

- ① 災害時におけるトイレ設備の対応について P 10

5 横山 隆一 議員 (答弁者：市長・教育長)

- ① 市民表彰について P 13
- ② 市民負担額の軽減と選ばれるまち P 14

6 渡辺 修 議員 (答弁者：市長)

- ① 国の制度や方針と菊川市の農業 P 16
- ② インボイス制度が菊川市内の事業者に与える影響 P 19

7 渥美 嘉樹 議員 (答弁者：市長・教育長)

- ① 地域おこし協力隊の早期受け入れを！ P 20
- ② ふるさと納税10倍増の実現を！ P 22
- ③ 菊川市の学校の未来について P 24

8 横山 陽仁 議員（答弁者：市長）

- ① 求人の考え方及び庁内法務室の設置について P 25

9 倉部 光世 議員（答弁者：市長・教育長）

- ① 菊川市の中学校部活動の目指す姿は P 27
- ② 地震災害時のトイレ対策を考える P 30

10 織部 光男 議員（答弁者：市長）

- ① 福島第一原発事故から考える菊川避難計画の人権問題 P 33

11 西下 敦基 議員（答弁者：市長）

- ① カスタマーハラスメント対策について P 36
- ② 選挙に係る諸課題の対応について P 38

12 須藤 有紀 議員（答弁者：市長）

- ① 菊川市における茶業の現状について P 40

令和6年8月23日

菊川市長 長谷川 寛彦 様

菊川市議会議長 山下 修

一 般 質 問 に つ い て

令和6年9月菊川市議会定例会において、次の質問をされる予定であるから、あらかじめ通知いたします。

質 問 者：松 本 正 幸	
質問事項1：次期市長選挙に臨むにあたっての政治姿勢について	
【質問要旨】 令和3年1月、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大禍の中、執行された菊川市長選挙において、長谷川新市長が誕生し4年間の市政運営が任されました。 ポストコロナ社会を見据えた新しい政策が求められる中を、35年に及ぶ行政経験と天竜浜名湖鉄道社長として、培ってきた民間経営者としての改革魂を菊川市の発展に資する行政経営に活かしつつ「さらに前へ、住みたいまち菊川市」をスローガンに掲げ、5つの政策チャレンジでは、1つ目は、新型コロナ対策と対応、2つ目は、魅力の発信と移住定住の推進、3つ目は、安心安全が実感できるまちづくり、4つ目は、雇用を守り、地元産業の活性化、5つ目は、大切な資源を守り、豊かな環境づくりの政策を、市民の声をしっかりと聞きながら進めることが公約として述べられています。 この公約を推進するために、令和3年度には、「新型コロナ対策」と「魅力の発信と移住定住の促進」とする施策と企業向けサテライトオフィス等産業支援の取り組みが推進されています。令和4年度では、引き続き「新型コロナウイルス感染症への対応」、地方創生とデジタル化の推進への取り組み、令和5年度には、ポストコロナ社会を見据えた取り組みや市民の安全となる施策の推進、また、本年度は、南海トラフ巨大地震や気候変動に伴う豪雨等の自然災害に備え、防災対策の強靱化や地域防災力の向上を図るための取り組みや未来を切り拓くまち、幸せを生みだすまちづくりを目指す重点施策に据えて市政運営の取り組みがされています。 この他にも、わかものサミット2023の開催や子どもや若者のまちづくりへの参加、全国初となる「菊川市こども・わかもの参画宣言」の制定、令和5年10月には、「こども医療費の無償化」また、本年度には、「こども家庭センター」の開設等、多くの「子ども子育ての支援策」として取り組みが行われております。 産業施策では、人とビジネスの縁をつくるコミュニティ空間と	【答 弁 者】 市 長

なる「産業支援センター」がこの3月に開設、また、深蒸し菊川茶の地理的表示（GI）の保護制度の登録や「菊川茶海外輸出戦略に関する協定」による地域振興の一助と期待できる施策の取り組みやハード整備としては、人口減少施策や駅を活用とした賑わいづくり政策により、今後の市の税収入確保におおいに期待できるJR菊川駅の南北自由通路整備、地域防災力を高める防災対策強靱化事業など更に、住みたいまちへ繋がる政策が重点事業として取り組みがされており、予算編成における選択と集中という手法により、事業の必要性や緊急性、費用対効果の高い事業に、優先的に財政資源を配分する方法の予算編成を取り入れながら市政運営がおこなわれてきました。

しかしながら、本市の課題は、公共施設の老朽化と複合化も含んだ再整備や超少子高齢化、人口減少社会への対応では、持続可能な地域社会の構築の政策が必要であると考えます。

このように、超少子高齢社会を迎え、税収の増加を見込むことが困難になる一方で、社会保障費等の支出は確実に増加することが見込まれ、自主財源比率を高める政策が、緊急的に求められる時代であると考えます。

このたび、次期市長選が、来年の1月26日に実施されることが発表されました。つきましては長谷川市長が就任されてから、積極的なトップセールスやSNSを活用した情報発信を始め、精力的に活動されています。これまでの市政運営について、ご自身でどのように評価をされているのか、また、今後の市政運営について、どのような展望をお持ちか伺います。

質問1 長谷川市長就任されてから間もなく4年の歳月がたとうとしておりますが、これまでの市政運営を振り返り、スローガンに掲げた「さらに前へ、住みたいまち菊川市」における5つの政策チャレンジの公約について、それぞれどのように評価されているのか伺います。

質問2 長谷川市長は、無投票で行政の舵取りを任されたことを踏まえ、市民等との対話や信頼をどのように築いてきたのか伺います。

質問3 地方自治法の一部を改正する法律が、令和6年5月26日公布され、地方自治法「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における、国と地方公共団体との関係等の特例」に関する改正規定は、9月26日から施行されます。この国の地方公共団体に対する補充的な指示権に対し、地方公共団体の長としての見解を伺います。

質問4 最後に「住みたいまち菊川市」を実現するために、引き続き市政の舵取りを担う決意と、今後の市政運営についてのお考えを伺います。

質 問 者：坪 井 仲 治

質問事項 1：プラスチック資源循環促進法への対応

【質問要旨】

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっており、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化する必要があります。

これまでプラスチック容器包装廃棄物は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）に基づき、分別収集、再商品化が進められてきましたが、プラスチック容器包装廃棄物以外のプラスチック使用製品廃棄物は、燃えるごみ等として処理されています。このように、同じプラスチックという素材であるにも関わらず、プラスチック製容器包装は資源物等として収集され、プラスチック使用製品廃棄物は燃えるごみ等として収集されるというわかりにくい状況でした。令和4年4月1日からプラスチックに係わる資源循環の促進等に関する法律が施行され、わかりやすい分別ルールとすることを通じてプラスチック資源回収量の拡大を図ることを目指して、プラスチック製容器包装廃棄物以外のプラスチック使用製品廃棄物についても再商品化できる仕組みになりました。具体的には、市区町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別の基準を策定し、その基準に従って適正に分別して排出されるように市民の皆様周知するよう努めなければならないこととなっています。

この制度により、市区町村は、分別収集されたプラスチック使用製品廃棄物を、市区町村の状況に応じて2つの方法で再商品化することが可能となるそうです。1つ目は、容器包装リサイクル法に規定する指定法人（公益財団法人日本容器包装リサイクル協会）に委託し、再商品化を行う方法です、2つ目は、市区町村が単独で又は共同して再商品化計画を作成し、国の認定を受けることで、認定再商品化計画に基づいて再商品化実施者と連携して再商品化を行う方法です。

令和5年2月の「ゼロカーボンシティ」宣言を踏まえ、2050年までの温室効果ガス排出量実質ゼロの達成に向けて、環境施策の一層の推進を図る必要があります。このためには、地球温暖化対策のほか、循環型社会の構築など、製品プラスチック資源循環等ごみを資源化する取組みを進め、更なるごみ減量化・資源化を推進しなければなりません。

菊川市の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行規則」に対する施策等について伺います。

問 1 プラスチックごみのリサイクルは容器包装のみでしたが、

【答 弁 者】
市 長

その他のプラスチック製品をリサイクルした場合の想定される容器包装以外のプラスチックごみの割合について伺います。 問2 菊川市のプラスチック使用製品廃棄物の再商品化の方法について伺います。 問3 焼却ごみのカロリー低下による焼却炉への影響、設計上の課題について情報が入っていれば伺います。 問4 プラスチックごみの分別収集における各自治会での対応について伺います。 問5 資源物の常設回収場所として赤土リサイクルステーションがありますが、今後、プラスチック資源循環促進法に準じた回収が開始された場合に常設リサイクルステーションを赤土以外に設置する可能性について伺います。 問6 環境省令の分別収集物の基準に照らして分別収集物に含めてはいけないものに、一辺の長さが50cmを超えるものがあります。市区町村が容器包装リサイクル法の指定法人に引き渡す際に50cm未満になっていれば、住民からの収集の段階で50cm以上のものであっても含めることは可能とあります。サイズの大きいプラスチックごみの取扱い方法について伺います。 問7 リサイクルの対象となる、原材料の全部又は大部分がプラスチックであるプラスチック使用製品廃棄物の品名は多数あります。今後、リサイクルの対象となるプラスチック使用製品廃棄物の品名等を市民の皆さんに分かり易く説明する必要があると思いますが、その方法について伺います。	
---	--

質 問 者：坪 井 仲 治	
質問事項2：デジタルアーカイブ事業の推進	
【質問要旨】 菊川市の文化を次世代へ継承・発展することを目的として、第2次菊川市文化振興計画が策定され、菊川の良さ、菊川らしさを伝える活動をとおり、人づくり、地域づくりが行われています。その取り組みの中にデジタルアーカイブの充実があり、既に運用している菊川デジタルアーカイブ事業に加えて、出土遺品などのアーカイブ化の検討が挙げられています。市内には文化資源を所有されている方が多数お見えになりますが、時代の経過と共に所有されている貴重な遺物が紛失してしまう可能性が高くなります。保管・管理されている遺物のデジタルアーカイブ化も必要ですが、遺失防止の目的からも保管・管理されていない遺物のデジタルアーカイブ化は必要と考え、菊川市のデジタルアーカイブ事業の現状と今後について伺います。 問1 出土遺物などのデジタルアーカイブ事業の今後の構想と、アーカイブ資料の選定基準やデジタル化の方法について伺います。 問2 現在、ふじのくにアーカイブに16件、菊川デジタルアーカイブに30件、それぞれ資料が投稿されていますが、デジタルライブラリーの画像等の複製・掲載・放映許可の実績について伺います。 問3 デジタルアーカイブの資料は、史跡をめぐる楽しむエッセンスとなるとと思いますが、史跡をめぐるウォーキングマップ等への掲載で活かしていく計画があるか伺います。 問4 「ふるさと教本きくがわ」に「歴史資料の救済」があり、そこには歴史的資料の保存方法等が記載されています。その中で、「昔から家にあるけど処分に困っている、貴重なものか分からない、という場合には埋蔵文化財センターまで連絡ください」とありますが、このようなケースの持込、相談の実績について伺います。 問5 菊川市民の文化財への意識の向上や普及・顕彰の推進を目的として、小学5年生以上を対象とした菊川市歴史検定（2級）が行われます。「ふるさと教本きくがわ」から出題され、応募者に教本が配布されるそうですが、菊川市歴史検定への応募状況について伺います。また、「ふるさと教本きくがわ」の活用方法についても伺います。 問6 デジタルアーカイブに掲載する資料の収集や編集は大変な作業で相当の人工が必要になります。市内には歴史に興味があり、知識も有する方が協力して頂ける方が多くお見えになるとと思いますが、ボランティアでの編集作業を公募する考えについて	【答 弁 者】 教育長

て伺います。

問7 バーチャル画像は、子どもから大人までいつでもどこからでも気軽にアクセスすることが可能となり、菊川市の魅力を向上するために有効な手段で、史跡を含め菊川市のPRのために活用できる有効なコンテンツになり得ると思いますが、その活用について伺います。

質 問 者 ： 織 部 ひ と み	
質問事項 1 ： 学校施設の老朽化対策や防災機能強化について	
【質問要旨】 8月8日に発生した宮崎県沖の日向灘を震源とする地震を受け、気象庁が初の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表しました。気象庁は大きな地震への警戒を呼び掛けて、15日には呼びかけを終了しましたが、巨大地震の発生がなくなるわけではないとし、引き続き、社会的な許容限度を考慮して行動すること、地震への備えを心掛けて行く必要がある。内閣府は日ごろからの備えとして備蓄品、家具の固定、避難場所や連絡手段の確認等を挙げています。今後起こりうる災害において、菊川市内の避難場所となる学校施設の老朽化対策や防災機能強化について伺います。 1 学校施設の老朽化対策や防災機能強化（体育館空調・バックアップ電源の整備やトイレの洋式化等）の課題を多くの自治体が抱えています。昨年、4月26日に福岡県北九州市、10月17日に埼玉県久喜市において、学校施設の老朽化に起因する外壁の落下事故が発生した。いずれの校舎も、築40年以上経過していて老朽化が進んでいる。このように老朽化した学校施設で外壁が落下する事故が相次いでおり、今後、重大な事故につながる恐れも否めない状況となっている。久喜市の事故を受けて、文部科学省は、緊急点検として建築基準法第12条に基づく調査・点検により、要改善箇所を把握し、12月には、①法令等にもとづく専門家による点検の適切な実施。②日常的な点検等で異常を発見した場合には専門家に相談する。等、学校施設の維持管理の徹底を図る旨全国の教育委員会へ通知した。更に、能登半島地震においても多くの学校施設が地域住民の命を守るための避難所となった。 菊川市内の学校施設の築年数や建築基準法第12条(平成28年度改正)に基づく調査・点検の状況を伺います。 2 平時は児童生徒のため、あるいは、地域コミュニティーの拠点としての施設という事が前提となるが、近年の気候変動で夏は猛暑となる等、空調設備の必要性が高まっている。避難所となる体育館の空調設備の整備が、被災者の方々の命を守るためにも非常に重要であるが、設備状況と早期に整備を進めていく事を検討すべきと思うが見解を伺います。 3 災害時には、電気やガス等が遮断されることが想定されることから、空調設備とあわせて自家発電等バックアップ電源の整備状況と整備を進めていく事を検討すべきと思うが見解を伺います。	【答 弁 者】 教育長

質 問 者 ： 織 部 ひ と み	
質問事項２：こどもの健全な育成関連について	
【質問要旨】 夏休みが終わり、児童生徒はこの時期生活習慣に変化が起こるときであります。 昨年４月に子ども政策の司令塔となる「こども家庭庁」が発足され、昨年１２月には「こども大綱」が閣議決定されました。その「こども大綱」に基づき本年５月には「こどもまんなか実行計画２０２４」が決定されました。こども達が安全に安心して健やかに育っていくための取組みを進めていく必要性を感じます。菊川市のこどもの健全な育成関連について伺います。 １ 児童生徒の健康管理について、小中学校における健康診断は、児童生徒にとって自身の健康状態を確認する機会であるとともに健康管理や生活習慣などについて学ぶ教育活動の場だと思えます。また、学習指導要領においては特別活動の学校行事の一つとして位置づけられており、学校保健安全法施行規則の中には、欠席者について、「疾病その他やむを得ない事由によって当該期日に健康診断を受けることのできなかった者に対しては、その事由のなくなった後すみやかに健康診断を行うものとする。」と定められています。 そこで、菊川市内の小中学校における実施状況と、様々な理由によって健康診断実施日に登校できなかった児童生徒への対応はどの様にされているのか伺います。 ２ 児童生徒への健康診断は学校医に来ていただいて校舎内で行いますが、その学校に登校することが難しい児童生徒が学校によって人数に違いはありますが、ある程度存在していると思えます。登校が難しい児童生徒にも健康診断を受診することが出来る児童生徒へどのような体制をとっているのか伺います。 ３ ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）からの被害防止について、ＳＮＳが身近になっている現在、ＳＮＳによっていじめを受けたり、コメントの内容にストレスを感じたりする状況が見受けられます。ＳＮＳへの書き込みが原因で自殺に至った事件は毎年のように発生しています。 また、自分自身は軽い気持ちでＳＮＳを使って情報を拡散させたとしても、そのことで犯罪の加害者になってしまう場合もあり、児童生徒においてもネットリテラシー（適切に使う能力）が求められる時代になっています。最近、幾つかの自治体ではネット上の誹謗中傷を防ごうと条例（通称：ネット安心条例）が制定されてきています。 先に「こども大綱」に基づき「こどもまんなか実行計画２０２４」が決定したことをお伝えしましたが、その中の「こども	【答 弁 者】 教育長

施策に関する重要事項」の「こども・若者の自殺対策、犯罪などから、こども・若者を守る取組み」として、「こどもの自殺対策緊急強化プランの推進」や「こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備」、「いじめ防止対策の強化」などが挙げられています。

菊川市では、児童生徒がインターネットを通じていじめや犯罪、個人情報の流出等の被害にあうことを未然に防止することや情報モラルの向上のための最近の傾向をどのように踏まえ、どのような活動や対策を行っているのか、併せて、児童生徒におけるインターネット上の誹謗中傷等の防止を検討していただきたいと思うが、状況・お考えを伺います。

質 問 者：東 和 子	
質問事項1：災害時におけるトイレ設備の対応について	
【質問要旨】 平成28年内閣府から、避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインが出されました。 その中で、平時において排泄物は、トイレを通して汚水処理施設に運ばれて、適切に処理され臭気や害虫の発生・侵入を抑えることができる。ひとたび災害が発生し、水洗トイレが機能しなくなると、排泄物の処理が滞る。そのために、排泄物における細菌により、感染症や害虫の発生が引き起こされる。また、避難所等において、トイレが不衛生であるために不快な思いをする被災者が増え、その上、トイレの使用がためられることによって、排泄を我慢することが、水分や食品摂取を控えることにつながり、被災者においては、栄養状態の悪化や脱水症状、静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）等の健康障害を引き起こすおそれが生じる。 避難所の施設によっては、和式便器のトイレが多く、また仮設トイレにも和式便器が多いことにより、足腰の弱い高齢者や車いす使用の身体障害者にとっては、トイレ使用が極度に困難となる。また、おむつ等の確保も課題となり、脆弱性の高い人たちにとっては、衛生環境の悪化は生命に関わる問題となりうる。 このように、トイレの課題は、多くの健康被害と衛生環境の悪化をもたらし、同時に不快な思いをする被災者を増やすことになり、人としての尊厳が傷つけられることにもつながる。被災者支援の中で、避難生活におけるトイレの課題は、今まで以上に強い問題意識をもって捉えるべきである。 トイレの課題は市町村における関係部局の連携により、事前に取り組みが進められるべきである。 と記されています。 また、令和3年 国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部によると、平成7年（1995年）の阪神淡路大震災では約900人が震災関連死として認定されており、その死亡原因は3割程度が心筋梗塞、また、平成16年（2004年）の新潟中越地震では、車中泊者エコノミークラス症候群により死亡する事例が発生した。そのすべての症例が女性であり、トイレに行っていなかったという報告がある。 また、東日本大震災における震災関連死の死者の数は約3,647人（平成29年9月30日時点）であり、その多くが60歳以上の高齢者であった。復興庁の「震災関連死の原因として市町村からあった報告の事例」（平成24年8月21日）には、避難所における生活の肉体的・精神的疲労が全体の33%を占めたことが示されている。また、被災者の声の中には、肉体的・精神的疲労を引き起こ	【答 弁 者】 市 長

す要因として「断水でトイレを心配し、水分を控えた」という事例が紹介されています。

このような過去の被災後の悲しい事例を考えると、被災後健康被害をおこさないためにも、トイレの衛生管理が必要と考えるが、菊川市ではどのような対策がなされているか伺います。

質問1 菊川市地域防災計画に記されている中で、「市は、避難所の施設設備として仮設トイレ、マンホールトイレ、洋式トイレなど、要配慮者に配慮した施設・整備に務める。」とあり、地震対策編には仮設トイレ、ポータブルトイレ、携帯トイレと記されており、「高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した配備又は準備に務めるものとする。」と記載されているが、進捗状況はどのようになっているか。また、今後の配備計画はどのようになっているか伺います。

質問2 ポータブルトイレ・携帯トイレは、あらかじめ備蓄することで発生後すぐに利用可能であるが、内閣府が示す「避難所におけるトイレ確保・管理ガイドライン」によればトイレの平均的な使用回数は、1日5回とされている。長期間排泄物の処理をすることには、被災者の精神的負担となる。また、今年の暑い夏のような時期に災害が生じたときには害虫の発生だけでなく感染症のリスクが非常に高まると想定するがその対策を伺います。

質問3 災害時には、仮設トイレがすぐに避難所に届くとは限らず、また、避難者数に比べてトイレの数が不足することがあると言われている。衛生面や長期避難生活を考えると被災者の精神的負担を軽減するため、今後車載トイレの配備も必要と考えるが、市の見解を伺います。

質問4 国土交通省では、災害時に快適なトイレ環境を確保し、被災者の健康を守るため、被災者が使いたいと思えるマンホールトイレを整備するための配慮事項をとりまとめた「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン」を策定している。それによると、マンホールトイレは、災害時においても日常使用しているトイレに近い環境を迅速に確保できるという特徴があり、東日本大震災では宮城県東松島市、熊本地震では熊本県熊本市の避難所に設置され、被災者から大変好評であったと報告されている。また、下水道総合地震対策事業の補助対象として災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置づけられた施設に整備するマンホールトイレシステムと位置づけられている。市内で、下水道設備が整っている地区でマンホールトイレの設置は可能と考えるが、今後どのように整備していくか伺う。

質問5 市内で、下水道設備の整っていない地区の避難所においては、マンホールトイレの設置が困難であるため、すみやかに

洋式の仮設トイレを配備し、先の見えない避難生活をしている被災者の精神的負担を少しでも軽減していく必要があると考えるが、その見解を伺います。	
--	--

質 問 者：横 山 隆 一	
質問事項 1：市民表彰について	
【質問要旨】 菊川市では、多年にわたりまちの発展に尽力された方々を心から称え、感謝の意を表するとし「菊川市表彰条例・規則」に基づき表彰式を毎年開催しています。こうした方々のおかげで、私たちのまち菊川市は成長を続け進化を遂げてきました。これからも更なる発展を目指すと共に、新たな一步を踏み出すため、その功績を心から称え表彰の機会を提供することで、その功績を公式に讃え、私たちのまちはより住みよいまちと変わっていかねばなりません。その成果を称揚し共に祝うことで、市民一人ひとりが市政の発展に貢献しているという誇りを共有できるものです。当市の表彰は、功労表彰・特別功労表彰・篤行表彰・特別篤行表彰となっており、毎年数名の功労者や団体が表彰されています。多くの市町村でも同様の表彰をしていますが、東京都江戸川区では、本年、町会・自治会役員表彰のほか580名もの方々が様々な活動により受賞されており行政と市民の強いコミュニティを構築しています。菊川市にあっても、自治会活動や防災活動・交通指導活動・民生委員・保護司・農業委員などのほか、多くの皆様がスクールガードや河川管理・ゴミ収集・防災・送迎ボランティア・図書の読み聞かせ・集客事業活動など多方面にわたり市民の安心・安全・地域活性化につながる活動に当たっていただいています。決して表彰されることを目的とした活動ではありませんが、こうした活動をしてくださる方々へ謝意を示すことで更なるまちづくりの弾みとすべきと思います。 質問 1 市の表彰に加え、自治会表彰者の拡大を図るためには、連合自治会と連携をはかったうえで、表彰の種類を具体的に示すことや基準・推薦方法の見直し等を図ることが必要となります。考えを伺います。 質問 2 一堂に会して表彰式を開催し、活動に取り組んだ経緯や実情を表彰式や広報紙で発表していただくことで更なるコミュニティ活動推進につながると思います。表彰することで市に愛着を感じ地域の活性化に繋がるような開催方法の考えをお聞きます。	【答 弁 者】 市 長

質 問 者：横 山 隆 一	
質問事項2：市民負担額の軽減と選ばれるまち	
【質問要旨】 地方移住に関心がある人のうち、移住先での生活にあたって重視する要素を聞くと、「生活インフラの利便性・住宅費の安さ」に加え「都心からのアクセス」を重視するとの回答が4割超となっており、地方に移住したい一方で、生活レベルを維持しつつ都心への交通については一定の利便性を保っておきたいという意図が見えます。また、研究機関や報道社などが全国若しくは県内の「住みよさランキング」等々を発表しています。基礎となるデータや目的とするところの違いにより順位は変わるものの一定の評価と認識すべきです。住民がそこで生活していく上で「住みよさ」は数値により如実に表れるものです。生活を営む上で様々な経済的負担がありますが、特に、自治会費・上下水道料金・国保料・介護保険料・施設利用料などの公共料金は生活に直結するものです。そこで、菊川市において特に重要となる市民負担料金を比較することで住み良さが表れるものです。 質問1 菊川市の住民は、基本的に自治会に入会し生活を営むこととなります。地域住民との交流を通じより質の高い生活が出来る一方、各自治会による違いはあるものの経済的負担は少なからずあります。一般的には、社会福祉協議会負担金・緑の募金・緑化協議会負担金などが自治会費として一様に徴収されています。具体的に自治会費の中身をみますと、自治会運営費・環境衛生費・消防団負担金・青少年健全育成会費・交通安全費・道路愛護協力金・河川管理負担金・祭典をはじめとした自治会内各種団体活動費負担協力金・自治会活動保険金・神社負担金などのほか各自治会により違いはあるものの一世帯あたり月額3千円から5千円程度の負担があると想定されます。市として住民負担をどのように認識しているか伺います。 質問2 水道料金は、現在平均で月額3,645円（口径20mm利用20m³）です。これは県下で牧之原市について高く、今後においても広域水道の施設整備に多額の費用が発生することから値上げは避けられない状況です。水道事業の経営は、法律によって「事業に必要な経費は、その経営に伴う収入をもって充てること」と定められており、独立採算制を基本としています。将来における水道料金の予想を伺います。湖西市ではスマートメーター化に伴い、水道オフピーク制の導入を進めていますが当市の考えを伺います。 質問3 菊川市のし尿処理は、公共下水道と浄化槽等となっています。公共下水道使用料金は県下中位ですが、合併浄化槽清掃料金が菊川地区・小笠地区で違うといわれています。実情につ	【答 弁 者】 市 長 教育長

いて伺います。

質問 4 子育て世帯への支援の充実は、今後更に求められてきます。中でも学校給食費は食材費分（主食、牛乳、おかずの原材料）を保護者にご負担していただいておりますが、全国の概ね 3 割程度の小中学校で学校給食完全無料化が実施されています。小中学校が義務教育であることや子育て環境の充実は自治体としての魅力の大きなウエイトを占めます。給食費無償化に対する考えを伺います。

質 問 者 ： 渡 辺 修	
質問事項 1 ： 国の制度や方針と菊川市の農業	
【質問要旨】 地球温暖化が進む中、環境保全型農業の推進や脱炭素型農業技術の導入が提唱され、それに伴い国の制度も変化しています。このような状況の中、温室メロン農家を対象に、脱炭素と省エネを目的として重油ボイラーから電力使用のヒートポンプへの転換が進められました。当時の説明では、重油ボイラーはCO2を多く排出しますが、ヒートポンプは電力を利用し再生可能エネルギーを活用することで、温室効果ガスの排出を大幅に削減できるとされていました。また、外気や地下水から熱を取り入れることで、1単位の電力で数倍の熱エネルギーを生み出し、エネルギーコストの削減が可能とのことでした。 しかし、最近の原油高騰と電気代の上昇により、重油ボイラーとヒートポンプの両方でコストが大幅に増加してしまいました。問題は、重油の価格上昇に対しては、施設園芸などの燃料価格高騰対策としてセーフティネットが存在しますが、国が推奨したヒートポンプの電気代については、同様の補助がないことです。 以前の気候であれば、夏場は重油代がかからずコストが安くなるはずでしたが、近年の猛暑の影響で、ヒートポンプの冷房効果を利用して温室内の気温を下げる必要が出てきました。しかし、ヒートポンプの冷房効果は温度調整が難しく、温室内の気温が下がりすぎてしまうため、同時にヒートポンプの暖房効果も稼働させて適温を保たなければ、高品質のメロンを栽培することが困難になります。 菊川市が所属する静岡県温室農協静岡南支所には63戸のメロン農家がありますが、そのうち菊川市のメロン農家は14戸です。静岡南支所の市場での評価においては、安定して高品質のメロンを出荷することが重要です。しかし、夏は重油ボイラーでは高品質のメロンが栽培できず、冬は燃料代が高くなり、出荷数に波が生じてしまいます。高品質のメロンを出荷できれば一箱25,000円程度になりますが、温度管理を怠ると同じ一箱が4,000～5,000円になってしまいます。このような価格では、炎天下の高温になる温室内での作業は割に合いません。 現在、菊川市で通年温室メロン栽培を行っている農家は約9戸に減少しています。菊川市のマスコット「きくのん」に輝くメロンマークを守り抜くためにも、国が推奨するヒートポンプを取り入れ、通年高品質のメロンを生産する必要があります。夏場の冷暖房にかかる電気代について、燃油高騰対策が適用されない温室メロン農家に対する何らかの対策が求められます。現在、夏場の温室メロンにおいては重油ボイラーと電力ヒートポンプのコスト比較は意味をなさず、ヒートポンプによる冷暖房の方法が唯一の	【答 弁 者】 市 長

選択肢となっています。菊川市のメロン農家が所属する静南メロン支所の産地ブランド力を維持するためにも、市独自の補助が必要と考えます。

次に、農政の憲法とも言われる「食料・農業・農村基本法」が、本年25年ぶりに改正されました。この法律の制定に至る背景には、以下のような社会情勢や問題意識がありました。

食料自給率の低下

農業従事者の高齢化や後継者不足

環境問題への意識の高まり

国際的な競争の激化

食の安全への懸念

これらの課題は、菊川市の状況にも当てはまります。これらの問題は菊川市農業の振興にとっても重要であり、食料・農業・農村基本法の改正は非常にタイムリーで肯定的に受け止められるものです。

しかし、その関連として食料供給困難事態対策法も成立しました。この対策法では、食料供給が困難になった場合、法律に基づく指示や命令に従わない農家には罰金や罰則が科される可能性があるということです。罰金の他にも、行政からの指導や勧告が行われ、改善が見られない場合にはさらなる措置が取られることがあります。食料安全保障は重要ですが、農家だけに罰則が科されるこの対策法が菊川市の農家にどのように影響するのか、とても気になります。

私が以前、農業について一般質問をした際には、政策として米の生産を減らす方向で進んでいると伺いました。そのような政策の後に「食料が足りませんので増産計画をしてください」と言われ、従わなければ罰金が科されるというのは、いくら何でも理不尽だと感じざるを得ません。

以上をふまえ次の点を質問します。

- 1 市として、数少ない温室メロン農家についてどのように考えていますか伺います。
- 2 国の方針に従い電力ヒートポンプを導入した温室メロン農家に対して、燃油高騰補助を受けられない農家を対象とした補助は検討できるか伺います。
- 3 現在、西部地区のメロン支所である菊川市の静南支所、磐田支所、掛川袋井浜松のクラウン支所が合併を目指していますが、合併に向かい菊川市のメロン農家が力強く活動できるためにはどのような支援が出来るか伺います。
- 4 食料・農業・農村基本法における菊川市の役割はどのようになるか伺います。
- 5 先行するみどりの食料システム戦略や人農地プランとの関連性について、菊川市はどのように取り組んでいくか伺います。

- | | |
|---|--|
| <p>6 食料供給困難事態対策法において、食料供給が困難な状況において農家は生産量を増やすことが求められることがあります
が、対象となる菊川市内農家の範囲と具体的に求められる内容は何か伺います。</p> <p>7 実際に市内農家に罰則が科される場合の農産物名を含めた具体例について伺います。</p> | |
|---|--|

質 問 者： 渡 辺 修	
質問事項 2： インボイス制度が菊川市内の事業者に与える影響	
【質問要旨】 インボイス制度は、2023年10月 1 日から施行されました。それまで売上1,000万円以下の事業者は免税事業者でしたが、インボイス制度の導入により、これらの事業者も課税事業者となります。財務省の試算によると、これにより2,480億円の増収が見込まれています。全国で免税事業者372万社のうち、161万社がインボイス登録を行うとの予測が立てられており、その事業者の課税売上の平均額は550万円とされています。この550万円のうち、売上原価は396万円で、付加価値は154万円となります。消費税は実は付加価値税であるため、この154万円に税率10%をかけた15万4千円が事業者の納税額となります。この額に予想される161万社をかけると、財務省の試算通りの2,480億円となるわけです。 「消費税は預かり金であるため、事業者が懐に入れるのはけしからん」という意見をよく耳にしますが、実際には消費税が預かり金ではないことは裁判でも確定しており、財務省も認めています。事業者は消費税の課税事業者であり、消費者は対価の一部を支払っているに過ぎません。事業者は法人税も支払っており、法人税は粗利に法人税率をかけて納税します。一方、消費税は粗利に人件費を加え、そこに消費税率をかけて納税します。550万円ほどの売上を持つ事業者が法人税を支払い、さらに月収に値する15万円の消費税を納税するのは非常に厳しい状況だと感じます。また、事業者は適格請求書（インボイス）を保存する際、単に保管するだけでなく、電子データでの保存が求められます。菊川市内の平均的な事業者が15万円の増税と煩雑なインボイス事務をこなしながら事業を継続することができるのでしょうか。この制度を契機に廃業を考える事業者が出てきても不思議ではありません。もし市内の小規模事業者がインボイス制度を理由に廃業が相次ぐようなことがあれば、菊川市の活気が失われてしまうことは間違いありません。 以上をふまえ、質問します。 1 市内に1,000万以下の売り上げ事業者数はどのくらい。あるか伺います。 2 人件費含め150万円前後の粗利の事業者がほぼ月収分増税される状況について市はどのように見ているのか伺います。 3 適格請求書（インボイス）の発行や保存が求められるため、事務作業が増え、特に小規模事業者には負担となることがあります。市として事務作業の軽減のため紙の適格請求書を電子保存するお手伝いをして助けることは出来ないのでしょうか伺います。	【答 弁 者】 市 長

質 問 者：渥 美 嘉 樹	
質問事項 1：地域おこし協力隊の早期受け入れを！	
【質問要旨】 地域おこし協力隊とは、都市地域から地方地域に住民票を異動し、地場産品の開発、販売、PRなどの地域おこし支援や農林水産業への従事、住民支援など地域協力活動を行いながら、その地域への移住定住を図る総務省の取組です。 令和5年度末時点では、全国で7,200人の地域おこし協力隊が活躍しており、静岡県内でも128人が活動しています。県内で地域おこし協力隊がいない市は、菊川市、三島市、富士市、御殿場市の4市のみです。一方、県内で最多の地域おこし協力隊を採用している藤枝市では、16人もの隊員が活躍しています。 地域おこし協力隊には、最大480万円の報償費・活動費の経費が総務省から措置されます。地域おこし協力隊が0人の菊川市と16人の藤枝市を比較すると、単純計算ではありますが、措置される特別交付税の額は大きな差となり、その分の機会損失が毎年発生する計算になります。 また、任期終了後の隊員は、令和5年末時点のデータで、約69.8%が同じ地域に定住するというデータがあります。この数字は地域おこし協力隊員を継続的に受け入れることで、少しずつですが確実に定住人口の増加を実現することができる可能性を示唆しています。以上の観点から、地域おこし協力隊制度を十分に活用しないことは非常に大きな機会損失であると私は考えております。 以上を踏まえ、地域おこし協力隊の受け入れ体制を可及的速やかに整備すべきという立場で質問をいたします。 1 令和5年12月定例会では「地域おこし協力隊の積極的活用を！」というテーマで一般質問を行いました。その際、長谷川市長から「今後、地域おこし協力隊が活躍いただける分野も様々に考えられることから、各分野において、報償費の月額の見直しや民間求人サイトを活用した隊員の募集についても検討してまいります。」、「全国の自治体において、様々な形態で地域おこし協力隊を活用しておりますので、事例の把握に努め、適切と考える形態での活用を図ってまいります。」とご答弁をいただきました。地域おこし協力隊について、報償費の月額の見直しや民間求人サイトを活用した隊員の募集の検討状況及び、全国自治体においての事例の把握状況を伺います。 2 令和5年12月の一般質問では「協力隊員等の募集等に要する経費」について、「菊川市が活用できそうな方法としましては、例えば民間の募集サイトに掲載をして、そのための経費であったり、国や県が開催する合同セミナー、それから一般社団	【答 弁 者】 市 長

法人の移住交流推進機構が東京で開催しておりますフェアがありますので、そういった地域おこし協力隊の募集を行っているイベントへ出展をして、それにかかる経費に活用したりするなどが考えられます。」との答弁がありました。この「協力隊員等の募集等に要する経費」について、現時点での活用の方針があれば伺います。

- 3 伊豆市では令和5年度末時点で15名の地域おこし協力隊を受け入れています。今年6月には、大学を卒業したばかりの神奈川出身の男性が、伊豆市のワサビの魅力を発信し生産者を目指するため、地域おこし協力隊に就任しました。

伊豆市では特定非営利活動法人NPOサプライズという団体が募集業務を受託しています。菊川市でもこのようなノウハウを有する団体と連携して、募集案件の企画やコーディネート等の委託をしたり、連携していくことも選択肢のひとつと考えますが、他団体との委託や連携について市の考えを伺います。

- 4 地域おこし協力隊は就農特化型、起業型、フリーミッション型など、多様な形態での募集が可能です。市内の民間企業が地域おこし協力隊員を受け入れ、そこで働いていただくことも可能です。地域おこし協力隊の受け入れ体制を整備し、幅広く募集を行うことができるような受け入れ体制を可及的速やかに整備すべきと考えます。菊川市では今後どのような方法で地域おこし協力隊制度を活用していくのか、想定やスケジュールを伺います。

- 5 令和5年12月の一般質問では「おためし地域おこし協力隊」について、「検討の中で必要であれば、現在市が行っております、菊川暮らし案内などの既存の移住支援メニューの一部を再構築することも可能であるとは考えておりますし、また設定したテーマに合った活動されている団体がありましたら、またご協力をいただくということもあるのかなと考えております。」と答弁がありました。菊川市では今後どのような方法でおためし地域おこし協力隊制度や地域おこし協力隊インターン制度を活用していくのか、想定やスケジュールを伺います。

質 問 者：渥 美 嘉 樹	
質問事項2：ふるさと納税10倍増の実現を！	
【質問要旨】 菊川市のふるさと納税は、実質的な寄付受入額に目を向けると、2019年度がピークで約1億5,378万円です。翌2020年度は4,898万円に急減してしまいました。翌2021年度は約8,148万円に半値戻ししましたが、その後は右肩下がりで2023年度は、2020年度を更に下回る約4,714万円でした。 一方で、ふるさと納税の流出額は2015年度から8年連続で右肩上で、2023年度は約9,413万円に達しました。地方交付税を考慮した実質的な流出額は約2,353万円にのぼります。 2021年1月の菊川市議会及び市長の改選以降、ふるさと納税の実質的な寄付受入額は右肩下がりである一方、流出額は右肩上がりという非常に厳しい状況にあるといえます。 全国に目を向けると、令和5年度のふるさと納税の寄付額は、前年度比16%増の1兆1,175億円で、4年連続で最高額を更新しました。ふるさと納税市場はまだまだ成長段階にあり、菊川市としても、住民生活の向上や移住政策の強化、産業振興の手段として、ふるさと納税制度を戦略的に最大限活用していくべきと考えます。 以上の観点から、菊川市において「ふるさと納税の先進自治体を研究し、新たな菊川型のふるさと納税の戦略を組み立て、寄付受入額10倍増を実現すべき」という立場で質問をいたします。 1 ふるさと納税として寄付金を受領した場合、地方交付税は減額されるか伺います。 2 市長就任以降のふるさと納税についての取り組みと、その結果についての分析を伺います。また、ふるさと納税について、市長の今後の戦略があれば伺います。 3 現時点における令和6年度ふるさと納税の寄付受入金額と寄付受入件数を伺います。 4 菊川市における、近年の人気返礼品の傾向を伺います。 5 返礼品の充実について、これまでの具体的な取り組みと今後の方針を伺います。 6 ふるさと納税の寄付額増加のためのプロモーションや広告宣伝についての、これまでの具体的な取り組みと今後の方針を伺います。 7 確定申告をしなくてもふるさと納税の寄付金控除を受けられるワンストップ特例制度について、菊川市の取り組み状況を伺います。 8 他市事例の研究について、茨城県境町は人口約2万4,000人の自治体です。2023年度のふるさと納税の実質寄付受入額は約50	【答 弁 者】 市 長

億6,079万円で、全国11位です。2015年度の実質寄付受入額は3億8,614万円でしたが、そこから8年間で13倍以上になっています。ふるさと納税の寄付額を増やしていくためには、ゼロから考えるのではなく、このような成功事例を研究し、部分的に模倣したり、或いはアドバイスを受けながら、菊川型の新たなふるさと納税の戦略を組み立てていくことが重要であると考えます。これまでの他市事例の研究の状況や、今後の取り組みの方針があれば伺います。	
---	--

質 問 者： 渥 美 嘉 樹	
質問事項 3： 菊川市の学校の未来について	
【質問要旨】 菊川市の令和 6 年度当初予算では「小中一貫・連携教育推進費」が計上され、業務内容として「学校の未来を考える会」の開催が示されました。「菊川市学校の未来を考える会要綱」では、会の所掌事務として「市の長期的な教育の在り方について検討する」と示されています。学校や教育の長期的な在り方については、児童生徒や保護者・教職員だけではなく、菊川市全体が関わる重要なテーマです。 今回の質問は「菊川市の学校や教育の長期的な在り方についての議論は開かれた形で行われるべき」という立場で質問いたします。 1 「小中一貫教育の在り方検討会」の設立経緯、目的、メンバーを伺います。また、在り方検討会から教育長に提出された意見書の内容と、意見書を踏まえた今後の方針を伺います。 2 「学校の未来を考える会」の設立経緯、目的、メンバーを伺います。また、考える会では具体的にどのようなことが検討され、市の教育にどのように反映されていくのか、今後のスケジュールを踏まえて伺います。 3 菊川市の今後の児童生徒数の推計を踏まえ、小中学校の学校規模についての認識を伺います。 4 菊川市の長期的な教育の在り方を考える際は、教育分野だけでなく、菊川市の地域や財政など全般が関係してくると思いますが、菊川市本庁等との連携体制はどのようなものとなっているか伺います。 5 学校の未来を考える際に、今後想定される地域住民との意見交換や児童生徒・保護者への意見聴取について、現時点での方針があれば伺います。	【答 弁 者】 教育長

質 問 者：横 山 陽 仁	
質問事項 1：求人の考え方及び庁内法務室の設置について	
【質問要旨】 菊川市を部署ごとに見てみると、最初から資格を有している人材が必要な部署 例えば、保育士、幼稚園教諭などこども園に必要な資格は持っている人を採用しなければならない。図書館などには図書館司書や学校には養護教諭の資格者を採用しなければならず、スクールカウンセラーの配置も推奨されている。 水道、下水道、建設、農林など専門性が高く、知識がないと査定するに困ったり、業者への指示が的確にできないなどの困難が生じる。 しかし、このような専門性の高い職務には、水道施設工事 1・2 級、管工事 1・2 級や土木施工管理 1・2 級などの資格を持っている人を採用しなければならないという絶対条件はない。同じように総務部門にあっては、法務に詳しい者が必要となる。例えば弁護士に問い合わせる場合でも、丸投げ的に聞くよりも、法務の知識を持った者が問答式で聞く方が効率的で、正確である。 そこで、採用計画と人材と質の両面での採用の考え方について次の事項を質問する。 1 今後 5 年間の採用計画について正規職員と年度任用職員の人数について伺います。 2 人員計画の中で、取得した単位に関しての考えはあるか伺います。 3 選考試験の内容について、誰がどのように決めているのか伺います。 4 今までの採用試験と求人方法はどのようにしてきたか伺います。 5 専門職で採用時に持っていなければ採用しない資格と配属部署はあるか伺います。 6 大学卒業予定者で応募してほしい者の学部または学科についての考え方があるか伺います。 7 庁内組織として法律で定めてはないものの、組織、職場内及び家庭等での悩みをこっそり聞いてあげることができるカウンセラーのような部署の必要性についての考え方について伺います。 8 総務部の中に法務室を作る必要性が強くなっている。官報を見て関係する法律の改正を担当部署に通知することなど、法務担当において重要なことは民法に詳しい者の育成が急務ではないかと思われる。これだけの職員を抱えて、住民とのトラブルに対処する部署がないのはどうかと思うが法務室の設置について	【答 弁 者】 市 長

での考えを伺います。

- 9 大学卒業者で受験する学生の学部と履修科目について、今までどの程度考慮して採用してきたか伺います。
- 10 これからの職員の質の向上には基礎的な知識を持ち、さらにオンザジョブトレーニングを通して仕事の効率と高度化を図らないと本来のプロフェッショナル職員にはなれないと思うが、目標とするプロフェッショナル職員像について伺います。
- 11 職員採用試験応募者が必修科目として憲法や民法の単位を取得していることを把握しているか伺います。

質 問 者：倉 部 光 世	
質問事項 1：菊川市の中学校部活動の目指す姿は	
【質問要旨】 現在、「部活動の地域移行」が進められています。スポーツ庁と文化庁が2022年12月に策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に基づき、まずは2023年度から3年間を改革推進期間として、休日の学校部活動の地域移行に段階的に取り組み、可能な限り早期に実現することを目指しています。背景は、児童生徒のニーズの多様化、生徒数減少に伴う部活動種目数の縮小、教員数の減少と勤務負担増などがあります。 これまでの部活動の歴史は古く明治時代の学校制度発足まで遡ります。学習指導要領による部活動の定義は、「学校教育活動の一環として、スポーツや文化、学問等に興味と関心を持つ同好の生徒が、教職員の指導の下に、主に放課後などにおいて自発的・自主的に活動するもの」とされ、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育課程外ではあるものの教育的意義を有してきました。そして、保護者はもちろん、これまで部活動を経験してきた多くの人々は、部活動を通じて成長し、先輩後輩、恩師などとの人と繋がり、苦楽を共にする等という様々な貴重な経験を積んできており、部活動には所属するべき、なくてはならないという意識も強く残っています。また、一部にはスポーツ推薦入試制度もあり、部活動の結果が一般の入試にも有利であるような認識のある保護者もまだ多く存在します。今回の、部活動改革にはこのようなこれまでの「中学部活動」のイメージから脱却し、新しい部活動の在り方への理解を生徒はもちろん学校を取り巻く人々と共有していくことが求められます。そのためには全ての関係者で意見を交わす機会と丁寧な説明が必要となってきます。但し、OECD（経済協力開発機構）の報告書で「部活動は日本の強み」と評価されている点からも、部活動を学校から全て切り離すという考え方を基本とすることない慎重な検討も必要で、部活動の最大の問題とされている教員の長時間勤務と重い責任を取り除く働き方改革を実現できる生徒による自治力を伸ばす部活動の仕組みを検討することも忘れてはなりません。 菊川市教育委員会では、「未来の部活動在り方検討会」で、持続可能な地域クラブ活動に向けた話し合いを進めており、平日の部活動を継続しつつ、休日の地域移行を進めていくという丁寧な進め方がとられています。地域移行の本来の目的は、少子化が進む現実を踏まえ、中学生における持続可能なスポーツ・文化活動の環境を身近な地域で整えることにあります。現在は主にスポーツ部活の受け皿の確保と教員の働き方改革を中心に進められていますが、文科系部活はもちろん放課後の生徒の自主性を尊重した	【答 弁 者】 教育長

活動についても併せて検討を進めるために、生徒、これから中学生になる児童、その保護者の意見をしっかりと聴き反映していく必要があります。東洋経済新報社の、2023年中学生の子どもを持つ保護者300人を対象にしたアンケート調査では、部活動の地域移行の賛否についての回答は、賛成が43.3%、反対は12%、わからないが約半数の44.7%を占め保護者理解も深まっていないとなっています。

また、笹川スポーツ財団の「子ども・青少年のスポーツライフ・データ2023」では、中学校期男子の部活動加入率は、2015年から2021年にかけて70%台で推移してきましたが、2023年は9.9ポイント減少し64.1%、女子の加入率は2015年に58.4%でしたが、その後は49.8%と50%を切っています。現在の学校運動部活動の活動日数や時間は、特に土日は生徒本人の希望より多いという結果が出ています。ニーズと現実の差をどう埋めていくかも課題です。

生徒の3年間の学校生活が有意義なものになるためには何が最善かを考えることが最も重要なことであるという点を踏まえて菊川市の中学校の部活動の今後について伺います。

- 1 今後、菊川市の中学校部活動がどのようなになるのか、学校の放課後がどうなるのかほとんどの保護者、児童生徒は理解できておらず、不安の声が多く聞かれます。最終的な休日の地域クラブ移行及び平日の部活動の在り方についての目指すべきゴールはどのようなものでそれに至るロードマップをどのように描いていくか伺います。
- 2 7月に、部活動に関する保護者、児童生徒のアンケートを行っていますが、その結果から見えてきたものは何か伺います。またそれを受け、現役生徒、これから入学する児童はもちろん、その保護者、地域の皆さんへの今後の休日の部活動の地域移行、平日の部活動の在り方についての説明と直接的意見交換や聴取はどのように行っていくか伺います。
- 3 令和5年に浜松市教育委員会で教員へ部活動に関するアンケートを行っています。教員の8割が地域クラブの運営にも指導にも携わりたくないと回答しています。部活動の地域移行については教員には十分説明され、意見交換されていますか、菊川市の行った教員アンケートはどのような結果になっているか伺います。また、アンケート結果を受け、今後の兼職兼業規定はどのような点を考慮すべきと考えられるか伺います。
- 4 休日の部活動を地域移行するに当たっての練習場の確保について、例えば、現状、学校以外で使えるテニスコートは少なく、硬式テニスのスポーツ少年団も週末はコートが取れず苦慮しているそうです。休日の部活動に学校施設を使うという選択肢はあるか、また、その際の問題点はどこにあるか伺います。

- | | |
|---|--|
| <p>5 今回の部活動の検討については、運動に苦手意識を持つ生徒や障害のある生徒、不登校生徒にとっての活動が確保されることも目指しています。地域と一体となって特色ある学校づくりを進める「コミュニティ・スクールのスポーツ版」として進めている学校もあります。学校の部活動の受け皿として機能するだけでなく、子ども達の放課後の居場所としても活用が広がっていることから一つの案として検討することができますが見解を伺います。</p> <p>6 既存の部活動の精選とともに教員が主たる指導を担わなくていい体制づくりを行っている自治体もあります。部活動を絞り込む一方で、生徒の要望を取入れる形で「トレーニングスポーツクラブ」として新設、「複数種目に取り組みたい」というニーズに応える側面もあり、様々な種目を行っています。このクラブは試合・大会がなく、身体を動かすことを楽しむという、生涯スポーツのベースになるような活動をしています。このようなニーズに応え生徒に自主運営をさせていくという形態は検討されていくか伺います。</p> <p>7 小規模自治体は、単体での部活動の地域移行は、指導者や組織的に解決が難しい面もあります。教員の管内異動もあるため、管内各市の連携を視野に入れる必要性について伺います。</p> | |
|---|--|

質 問 者： 倉 部 光 世

質問事項 2： 地震災害時のトイレ対策を考える

【質問要旨】

南海トラフ地震の想定震源区域に含まれる宮崎県日向灘沖でマグニチュード7.1の地震が8月8日に起き、気象庁から初の「南海トラフ地震臨時情報」が発表されました。阪神・淡路大震災以降だけでも、新潟県中越大震災、東日本大震災、熊本地震、今年に入ってから能登半島地震、他にも我が国は大規模な地震災害に見舞われてきました。過去から学んだ防災対策は年々進んできてはいますが、毎回発災直後の一番の問題は、トイレの問題となっています。ひとたび大規模地震災害が起きると、日ごろの快適な水洗トイレの環境は一転、停電、断水、下水道の破損等で使えなくなります。1995年の阪神・淡路大震災で“トイレパニック”を引き起こしたことから、その後様々な対策が講じられてきたにも関わらず、2011年の東日本大震災や2016年の熊本地震、さらには今年1月の能登半島地震の被災地でもトイレについての困りごとは繰り返されています。先日の熊本市長の震災当時の講演でも冒頭とにかく一番困ったのはトイレ問題だったというお話がありました。大正大学の岡山朋子先生がNPO法人日本トイレ研究所の協力で行った熊本地震後のアンケート調査によると、災害発生後3時間以内にトイレに行きたくなった人の割合は39%、6時間以内を合わせると73%に上っています。直近の能登半島地震でも、多くの自治体で上下水道の復旧に時間を要し不自由を強いられ、様々な場所で、汚物で使用不能になった便器、数人で使わざるを得ない携帯トイレ、課題を抱える仮設トイレ等、トイレを巡る切実な問題が起きていました。

発災時の飲食料や食料の確保は比較的進んでおり、支援物資も届きやすいですが、大地震の際はすぐに水洗トイレが使用不可となるため、破損等の状況確認をしない限り、流さないトイレの工夫をしなくてはなりません。これは、集合、戸建て住宅はもちろん、公共施設、事業所等全て人が知らなくてはならないことです。国土交通省政策チャンネルで「災害時トイレどうする」という動画も発信されています。水や食料はある程度我慢ができたとしても、排泄を我慢することはできません。過去の震災でトイレに行く回数を減らすために水分を控えたことで慢性的な脱水状態となり、エコノミークラス症候群、頭痛や便秘をはじめとする健康面に影響がでやすいことも指摘されています。特に、多くの方が共同でトイレを利用する避難所生活では、避難者の健康面・衛生面の管理、避難所の安定的な運営にもトイレの利用状況は重要なポイントとなります。そして、トイレの設置には子ども、性別、お年寄り、障がい者と介助者など様々な視点を考慮しなくてはなりません。防災対策には様々な視点があり、備蓄品にはもちろん

【答 弁 者】

市 長
教育長

ん携帯トイレは入っていますが、「水洗トイレは使えなくなる」ことを前提に私たちは備えなければいけないというトイレ問題だけは特に取り出して自助・共助・公助の各面で検討しておくことが重要であることから地震災害後のトイレ対策の現状と今後の対応について伺います。

- 1 内閣府などからは、1人の1日当たりの平均排せつ回数は5回とし、水や食料と同様に最低3日分、できれば1週間分の備えを推奨されています。菊川市の避難所への避難者は16,000人と想定されていますが、簡易トイレ、携帯トイレ等の備蓄数は十分なものとなっており、携帯トイレはすぐに使える状況になっていますか。また、その他マンホールトイレなどトイレの準備はどのようなものが考えられているか伺います。今後、災害時のトイレ確保と備蓄品管理計画の策定は必要と考えられます。各地区・自治会で備蓄している簡易トイレの種類や数を把握し、不足の場合は確保の啓発、トイレ対応の防災訓練も進める必要があると思いますが今後の対応についても併せて伺います。
- 2 主要避難所における長期避難となった場合の屋外設置型の仮設トイレの設置は、被災後何日かかるとしてありますか。また、地元協定による独自調達、プッシュ型支援どちらも洋式タイプを選択することはできるようになっているか伺います。
- 3 地震災害後のトイレ対応で重要なポイントは「被災直後に洋式の場合は携帯トイレ、和式や屋外へは簡易トイレをいち早く設置できるかどうか」です。特に避難所の建物やトイレが無事で携帯トイレをすぐに設置できれば、日常に近いトイレ環境を保ちつつ、仮設トイレの設置までなんとか持ちこたえることができると言われていています。初動対応が間に合わないとその後の衛生面で大変な事態を招くことになります。水洗トイレは使えなくなる、すぐに携帯トイレを設置しなくてはならないということが避難所運営マニュアルにはチェック項目の中に記載がありますが、市民にはどれくらい浸透していると考えられますか、トイレ研究所から誰でも使える「災害時、水洗トイレは使えない」案内チラシも作成されていますが、市民に知っていただくにはどのようにしていくことが必要か伺います。
- 4 夜間照明、男女別、障がい者用、男女共用トイレの設置、防犯カメラから提案のあった生理用品やライナーの準備等各避難所では利用者のトイレの不便格差をなくすことが必要です。避難所運営マニュアルにトイレの対応は掲載されていますが、各避難所運営組織に特別にトイレ対応について指導指示され実際に運用できる体制が整っているか伺います。
- 5 様々な公共施設で災害時のトイレ対策が必要ですが、その中でも小中学校の授業中に大きな地震災害が起きた場合につい

て、保護者が迎えに来るまでの間にトイレを利用したい生徒は必ず出てきます。学校の災害時のトイレ対策はどのようなになっていますか伺います。

6 能登半島地震でも県外各市町支援のうちトイレトレーラーは大変役に立ったとのこと。「みんな元気になるトイレ」という、自治体同士がお互いに助け合うことで被災地の「トイレ不足解消」や避難所の劣悪な環境による「災害関連死」を防ぐためのプロジェクトがあります。北斗市ではクラウドファンディングを行い、市民や企業の皆様からも大きな期待があるという成果がありました。現在、導入自治体が参加するトイレネットワークの協議会が立ち上がり、また、災害派遣への協定が締結され、被災地への迅速な派遣体制が整いつつあるそうです。県内では、富士市、西伊豆町、島田市等が保有しています。イベント等にも活用できるトイレトレーラーの導入は検討されていますか伺います。

7 地域防災計画の下水道災害応急対策計画では、下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。とされていますが、公共下水道の使用可、不可の判断にはどの位時間を要し、その状況は市民にどのように伝えることとなっているか、災害規模にもよりますが、応急復旧にはどれくらいの日数を要すると考えているか伺います。

8 災害廃棄物処理計画の中に、し尿処理について記載がありますが、避難所での1日トイレに関するごみの総量はどの位と試算されていますか。し尿等トイレに関する廃棄物の収集運搬・受入れ施設の確保は、発災後に最も急がれる対応のひとつです。捨て方や保管場所をどのようにしていく必要があるか避難所、自宅に関わらず市民は事前に知っておく必要がありますが、対応を伺います。

質 問 者： 織 部 光 男

質問事項 1： 福島第一原発事故から考える菊川避難計画の人権問題

【質問要旨】

福島第一原発事故から13年と6ヶ月の歳月が流れました。今日は8月14日、新聞に「月内にもデブリ採取」（福島第一原発、初回、数グラム、全量は遠く）の記事がありました。デブリの量は1～3号機で推計880トン「40年でデブリを取り出せる」は幻のスローガン。100年経ってもできないと思う。汚染水は130万トンに達し東電や政府は薄めて海に流すことにしたが国際的問題になっています。毎日100トンの地下水が敷地内には入り汚染水は増えています。2022年大阪大学にこの事故を検証する研究チームが発足した。その年の5月、1号機の内部をロボットが撮影した。基礎の一部でコンクリートがとけ鉄筋がむき出しになった映像を見て研究員は想定外で謎だらけだと発言した。世界で初めて3基同時の原子炉メルトダウン、13年では事態は何も変わっていないし原子力緊急事態宣言も解除されていない。令和6年8月13日には福島第一原発2号機で、使用済み核燃料を冷却しているタンクから、放射性物質を含む汚染水およそ25トンが建屋の中に漏れ出しました。今でも危険はあり帰還した住民は安心できません。これは他人事ではなく浜岡原発で事故があれば菊川市民の問題になります。知人が昨年11月24～26日福島訪問した報告会に参加しました。福島原発30km圏内と原発敷地内が視察地です。基礎知識ですが空間放射線量単位はSv（シーベルト）、人が受けるダメージの量を表す単位です。国際基準は $0.12\mu\text{Sv/h}$ です。放射線管理区域は5倍の $0.6\mu\text{Sv/h}$ で一般人立ち入り制限です。浪江町津島地区の一般車両通行可能地区の線量は国際基準の100倍の放射線量でした。原発敷地内1・2号機前展望デッキでは国際基準の600倍の放射線量と報告あり。8月19日NHKでは1,000倍と放送していました。廃炉に向けた被爆労働者757名死亡（放射線業務事業者の健康影響に関する疫学研究）浜岡原発全面停止してから今年5月14日で13年を迎えた。審査では原発敷地内の活断層の有無が次の焦点になる。新規制基準は活断層がある地盤に原発を設置することを認めない。令和6年7月27日新聞では原電敦賀発電2号機の直下に活断層があり否定できないと再稼働が出来なくなりました。原子力規制委員会が危険を避ける正当な判断をしたと思う。私は浜岡原発にもこの理論が適用されることを望んでいます。ここからは、福島住民の人権問題で13.5年を振り返ります。2020年3月のクローズアップ現代で、事故から9年。避難を続ける人たちの心が今なお深刻な傷を抱えたままである実態放送がありました。大規模な調査の対象となったのは、福島県浪江町の帰還困難区域・津島地区の住民513人。その半数近くにPTSD（心的外傷後ストレス障害）の疑い、3割近くにうつ病などの疑いがあることがわかり

【答 弁 者】
市 長

ました。精神的な心の苦しみは他人には分かりません。まして子供の苦しみを考えたことが私はありませんでした。そこで本を買って「わかな15歳中学生の瞳に映った3.11」を読み少し分かりました。わかなさんが住む伊達市は福島原発から64Kmで政府が出した強制避難指示は20Km圏内、その為自主避難扱いとされ、様々な軋轢があり、後にストレスから自死までも考えたとの事。文部科学省は4月19日原発事故が起きたのだから年間1ミリシーベルトを年間20ミリシーベルトにする通達を福島県教育委員会に通達しました。子ども甲状腺がんの心配があります。これでは子供達の健康は守れません。事故当時福島県の18歳以下は40万人でした、子ども甲状腺がんは38万人に年間0～1人。福島県内38万人を検査し370人に癌が見つかりました。これでは学校が安全な環境での教育の場と言えません。アメリカ政府は3月16日、自国民に80Km圏外に避難するように命じました。福島原発事故は日本の「法の欠缺（本来あるべき法律がない）」を露呈しました。半世紀前の公害問題と同じです。公害問題の時も多数の裁判が起きました。今でも福島原発事故の多数の提訴がされ裁判は続いています。2022年6月、国の賠償責任を否定した最高裁判決は出ています。提訴の内容は多種多様で責任問題裁判、子ども脱被ばく裁判、自主避難者追い出し裁判、自主避難者住まいの権利裁判、子ども甲状腺がん裁判等あります。1986年4月チェルノブイリ原発事故が起こり5年後1991年5月に当事国旧ソ連がチェルノブイリ法を制定しました。ソ連崩壊後の現在は、ウクライナ・ロシア・ベラルーシに受け継がれています。旧ソ連は5年後に被爆した国民の人権（命・健康・暮らしが守られ・人が安心して住める）為の法律を制定したことは立派である。13.5年経過した日本ではその兆候すらありません。これでは法治国家と言えません。市民が育てる「チェルノブイリ法日本版」の会、編集出版の「私たちは見ている。原発事故の落とし前のつけかたを」この本は原発推進派も反対派も関係なく、全国に50基以上の原発がある限り次の事故が起きても国民の人権が守れる法律制定を呼び掛けています。国がやらないなら地方自治体から声を挙げませんか？これで検証を終わり、これからは菊川市避難計画と人権問題について質問致します。

質問1 菊川市原子力災害広域避難計画の概要（平成31年）では避難等の判断基準が記載されていますが、放射線量を市内何か所で誰が測量するのですか。

質問2 令和5年5月の県がまとめた各市の状況についての資料ですが、他市では無人測量になっていますが菊川市は何故できていないのですか。

質問3 放射能測定器を市民に持たせることを検討したことはありますか。

質問 4 この避難計画では放射能被爆は避けられないと思うのですが、「住民等の行動」にある 1 週間と 1 日を目安で避難ですがこの時の被ばく量数値を示して下さい。

質問 5 計画の概要では「避難等の判断基準」が記載されていますが、従わず避難すれば自主避難となるのですか。

質問 6 福島の場合は強制避難指示 20Km 圏内と自主避難区域になりましたが、菊川市は南北に長く 5 Km (P A Z) に近い地区も有ります、市はこの問題の対処法は決まっていますか。

質問 7 安定ヨウ素剤の配布・服用については今後の検討課題でしたが 5 年経過して結果は出ましたか。

質問 8 子ども脱被ばく問題ですが年間 1 ミリシーベルトを年間 20 ミリシーベルトにする(法制化されていない)通達に対して菊川市はどのように対処しますか。

質問 9 子ども達の健康被害補償金等は何処が出すべきと考えますか。

質問 10 自主避難者追い出し裁判のような県が追い出し、補助金停止した場合、菊川市は救済しますか。

質問 11 チェルノブイリ法は国民の全ての権利を認めるものであるが、同じような日本語版を菊川市として望みますか。

質問 12 地震国日本で原発事故の為に無辜(むこ)何ら落ち度のない菊川市民の人権・命・健康・暮らしが守られ・人が安心して住める補償は行政の責任ではないですか。

質問 13 市長は市民の安心・安全を公言していますが、具体的な行動実績はありますか。(憲法第 11 条国民の基本的人権の享有、基本的人権の永久不可侵性)

質 問 者：西 下 敦 基

質問事項1：カスタマーハラスメント対策について

【質問要旨】

ハラスメントとは、相手の嫌がることをして不快感を覚えさせる行為全般を意味します。ハラスメントには様々な種類があり、代表的なものとして、職場における優越的な関係を背景とした言動により、労働者の労働環境を害する「パワーハラスメント」があり、その他にはセクシャルハラスメントやマタニティハラスメント、育児に関する言動により男性労働者の就業環境を害するパタニティハラスメント、ケアハラスメント、リストラハラスメントなど普段耳にしないような種類のハラスメントもあることを知りました。近年では社会問題としてカスタマーハラスメントが増加しており、民間企業にあっては営業に支障をきたす、公共団体にあっては市民サービスの低下を招くなど、社会的影響が看過できない状況となってきています。このハラスメントで特に問題となることは、職員を含む働く方たちの意欲を大きく減退させ、健康にも悪影響をきたし、深刻な場合には退職の決め手になってしまうことがあります。全日本自治団体労働組合は令和2年に自治体や病院などの仕事に携わる組合員を対象にカスタマーハラスメントに関する調査を行い、過去三年間に住民などから迷惑行為やカスタマーハラスメントを受けたという人は46%、職場でカスタマーハラスメントを受けている人がいるのをみたというケースが30%にのぼり、具体的には、暴言や説教がおおよそ64%と最も多く、長時間のクレームや居座りがおおよそ60%、複数回に及ぶクレームがおおよそ59%などとなっていたようです。厚生労働省のマニュアルによれば、民間企業で過去三年間に顧客から著しい迷惑行為を受けたことがある人は15%であり、単純に言えば民間より自治体のほうが3倍高いという状況の様です。東京都などでは、このような状況をかえていくために、「働く人」に「客」が「不当な行為で就業環境を害する行為」を行わないように定める、カスタマーハラスメント防止条例を定める動きがあります。このような社会的動きのある中、より良い社会になることを願い、関連する以下の項目について質問します。

【答 弁 者】
市 長

- 1 市職員に対するカスタマーハラスメントの現状や傾向について伺います。
- 2 カスタマーハラスメントにより、体調不良になってしまったり、休職や退職を余儀なくされた職員はどの程度いるのか、またその推移について伺います。
- 3 他市においては対策として、外線電話をすべて録音する、ボイスレコーダーを全課に配備する、名札の表記を名字のみにしたり仮名にしたという自治体もあり、様々な対策が考えられる

が、当市で実施している対策について伺います。

4 社会全体で対応すべき問題と考えられるため、市内民間事業者に対してカスタマーハラスメントへの対策や予防に向けた啓発など行っていく必要があると感じるが見解を伺います。

5 他市で先進的にカスタマーハラスメント防止条例が検討されているが、当市において独自に制定するなどの考えはないか伺います。

質 問 者：西 下 敦 基	
質問事項 2：選挙に係る諸課題の対応について	
【質問要旨】 「選挙」とは、私たちがより良い暮らしを願って、私たちの代わりにその思いを実現してくれる人々を選ぶ仕組みのことであり、政治が世代や職業など様々な背景を持ち、多様な意見を持つ人々の意思を反映して行われるために、長い歴史の中で先人たちが努力を続け、今の「選挙権」があります。ただ、残念なことに最近では本来の目的とは異なった選挙の利用があったことや、世界的に見ても日本の投票率は2021年3月時点の国際日本データランキング調べでは投票ランキング世界147位となっています。政治に関心が持てない事や投票環境など様々な要因が考えられますが、少しでもよい選挙になるよう、関係する諸課題について質問します。 1 令和3年1月に執行された菊川市議会議員選挙では投票率が60.05%であり、前回の68.27%から8.22ポイントの低下が見られたが、要因などの分析はされているのか伺います。また、令和7年に実施される選挙での投票率の目標値についても伺います。 2 投票率向上への取組として、熊谷市では家族で投票所に訪れた小中学生に抽選で景品をプレゼントする「家族で投票所へ行こう！キャンペーン」を行いました。先行事例としては千葉市や松原市などでも同じような取組が行われています。総務省の意識調査では、子どもの頃に親が行く投票について行ったことが「ある」人のほうが、「ない」人に比べて投票した割合が20ポイント以上高いという結果が出ており、親や子どもたちにも好評であったとも聞きました。このような取り組みを当市でも実施していくべきと考えますが見解を伺います。 3 若者の投票率向上の取組について、将来を担う若者の投票率が低いと、政治の政策も年配者向けのものが増え、目を向けるべき教育投資や子ども向けの政策が薄くなってしまうことが懸念されます。他市では、高校生が作成した「選挙に行こう！」という動画が配信され、内容としては「投票の仕方編」や「期日前投票編」など、1分程度のものを配信し啓発をしており、このような取り組みを行って投票率向上を図ってはどうかと考えますが見解を伺います。また、継続的に投票をしてもらうために、18歳になって最初の選挙を迎える市民に対して「選挙手帳」を配布している自治体があります。これは、投票所で選挙の種別や投票日の入ったスタンプを押せる欄や、選挙に対する自分の考えなどを自由に記入できる欄があり、このような取り組みをして若年層の政治や選挙に対する意識を少しでも高める	【答 弁 者】 市 長

ことについて見解を伺います。

- 4 商業施設や大学などに期日前投票所を設置して、実際に投票率の向上が図られている事例があります。買い物ついでに投票できる利便性のほか、堅苦しい雰囲気無く、気軽に行ける点などが投票率アップの要因となっているとされ、当市においても地域性を考え検討を進めていくべきと考えますが見解を伺います。
- 5 視覚障害のある方への対応について、点字を扱うことができず代理投票で候補者名を口頭で伝える際に聞かれることに抵抗がある、また、自分で投票用紙に書きたい、などの意見があると耳にしました。このような場合の対応のために最近では、投票用紙をプラスチック素材のケースで挟み記入する位置がわかるようにする投票用紙記入補助具を導入している自治体があり、当市においても取り入れていくべきと考えますが見解を伺います。
- 6 ポスター掲示板について、場所によっては不要と感ずるものもあるが設置場所や削減・統合などの検討はされているのか伺います。また、選挙があるたびに設置・撤去がされておりその予算も少なくないと感じています。市議選などのものは3分の1程度にたためるようなものにして、普段はイベントのポスターなど貼れる掲示板と活用してみるなど、なにかしらの活用ができないか伺います。
- 7 大阪府四条畷市が電子投票条例を可決したという報道がありました。電子投票は投票所に設置される電子投票機器を使用するとされ、開票作業にかかる時間と人員を減らし、職員の負担を軽減する狙いがあり、今後は費用対効果や実施状況など注視していくべき事例と感じました。当市においても、開票作業による職員の負担が多くあると考えるが、改善していく点などについて伺います。

質 問 者：須 藤 有 紀	
質問事項 1：菊川市における茶業の現状について	
【質問要旨】 本年 6 月に農林水産省より発表された「茶をめぐる情勢」において、令和 5 年度の緑茶輸出額は 292 億円と、過去最高額だった前年比 73 億円増の金額となりました。輸出量、輸出額共に右肩上がりに伸び続けています。輸出量はアメリカ、台湾、EU・イギリスの順に多いですが、輸出額としてはアメリカ、EU・イギリス、台湾の順に多くなっています。日本食への関心の高まりや健康志向から緑茶の需要は高く、特に高付加価値産品である粉末状緑茶、抹茶需要の高い欧米地域での販売価格が高くなる傾向が見て取れます。 こうしたトレンドを背景に、菊川市においても、佐川急便と戦略協定を結び、中国の IT 大手アリババグループが運営する販売サイトへの出品が可能となりました。また、菊川茶海外輸出推進協議会が設置され、1 番茶の情勢や海外輸出サイトの進捗状況、令和 6 年度の市の取組み等の報告と情報交換を行う会合が 5 月 24 日に開催されるなど、新しい展開を迎えています。GI 登録により地域の公共財としての深蒸し菊川茶のブランド力向上も期待されます。 一方で課題も散見されます。菊川市内ではリーフ茶の生産が主ですが、リーフの販促には急須が必要となるため、急須文化のない地域での販促が難しいという声をお聞きします。また、海外では渋みのあるお茶が敬遠されるため、やぶきたから別品種への改植を希望する声も聞きますが、お茶の特性上、改植から摘採可能になるまで年月を要することから、改植に踏み切るには高いハードルがあります。これに対し、県と連携した支援策を講じる必要があると考えます。令和 2 年 12 月の種苗法一部改正により、静岡県が育成したチャ登録品種において静岡県外への持ち出しが禁止されました。特に、優良品種と目されるつゆひかりは、あおみの強い水色と渋みが少なくすっきりした甘さが特徴で、病害虫に強く、有機栽培、抹茶生産にも適していることから、現在の国内外の需要に合致した品種ですが、2028 年までは静岡県内のみの栽培となります。改植を希望する事業体に対し、県と連携した支援策を講じることで、他府県の茶産地へのアドバンテージも期待されます。 また、大口取引を希望する企業に対し、生産規模や体制が整わず、商機を逃すケースも想定されます。顧客ニーズの把握と課題の洗い出しを行うとともに、大規模栽培を希望する農業法人への協力が肝要です。8 月 10 日付日本農業新聞によると、JA 新潟かがやきが法人を仲介し、農地集約が成功したとの報道がありました。市内農業法人においても、茶の大規模栽培に向けた集積を行	【答 弁 者】 市 長

う際に他の作物を栽培する畑が入り混じるケースや、集積に苦勞するケースがあると聞いています。関係機関や民間と連携し、生産体制を整えるべく協力する必要があると考えます。

G I 登録を契機に明るい兆しが見えてきた深蒸し菊川茶ですが、さらなる課題の洗い出しと顧客ニーズの把握、それに伴うイノベーションが必要です。昨年12月の一般質問に引き続き、深蒸し菊川茶の展望について伺います。

- 1 アリババを利用し、佐川急便と戦略協定を結んで深蒸し菊川茶の海外販路拡大に取り組んでいます。現在までの実績と海外需要の傾向、および事業の実効性について市の見解を伺います。
- 2 昨年6月議会一般質問において、深蒸し菊川茶の海外輸出に関しては、海外の需要動向を鑑み協議会の中で検討しターゲットイングを行っていくとの答弁がありました。現状の分析状況と見解、及び今後の展望を伺います。
- 3 ヨーロッパをはじめとした海外におけるG I 制度のブランド力を鑑みれば、海外PRも重要と考えます。特に、急須文化のない地域でのリーフ茶販売が苦戦しがちであるということから、急須文化のある台湾をはじめとしたアジア圏での深蒸し菊川茶のPRは必要と考えますが、展望を伺います。
- 4 民間や関係機関と連携した、農地集積の問題解決に向けた動きについて市の展望を伺います。
- 5 優良品種への改植について市の見解を伺います。
- 6 静岡県においても、茶を生かした農山村振興のビジネス展開として、ティーツーリズム等をうたっており、深蒸し菊川茶を活用した体験型観光は有効と考えます。また、海外向けに蘭字をモチーフにしたステッカーや、牧之原台地開墾から深蒸し菊川茶ができるまでの歴史の映像など、観光を主眼に置いたPR施策も有効と考えますが、市の展望を伺います。